

【認定申請中】当該実施計画の内容は、予定であり、変更することがあります。

令和7年度愛媛県教育委員会免許法認定講習実施要項

1 目的

本講習は、教育職員免許法の規定に基づき、特別支援学校教諭一・二種免許状取得のための機会を提供し、必要な単位を修得させるとともに、現職教員の資質の向上を図ることを目的とする。

2 主催 愛媛県教育委員会

3 会場 愛媛県身体障がい者福祉センター 松山市道後町2丁目12番11号 TEL (089) 924-2101
愛媛大学教育学部 松山市文京町3番 TEL (089) 927-9371
愛媛県総合社会福祉会館 松山市持田町3丁目8番15号 TEL (089) 921-8344

4 開設科目等

(指導大学：愛媛大学)

免許状の 種類	免許法施行規則に規定 する科目区分等		左記に対応する開 設科目名 (授業科目名)	授 与 単 位	講 師 名	講習期間	定員	会場
	科目	各科目に含める 必要事項	中心となる領域 含む領域					
特別支援 学校教諭 一・二種	(第1欄) 特別支援教 育の基礎理 論に関する 科目		特別支援教育 概論	1	愛媛大学教育学部 加藤 哲則 教授 荏田 知則 教授	8月19日 8月20日	100人	愛媛県身体 障がい者福 祉センター 大会議室
特別支援 学校教諭 一・二種 (聴覚障害者)	(第2欄) 特別支援教 育領域に関 する科目	心身に障害のある 幼児、児童又は 生徒の心理、 生理及び病理に 関する科目	聴覚障がい者の 心理・生理・ 病理 聴覚障害者に関す る教育の領域	1	愛媛大学教育学部 石田 祐貴 講師	8月25日 8月26日	100人	愛媛県身体 障がい者福 祉センター 大会議室
特別支援 学校教諭 一・二種 (知的障害者)	(第2欄) 特別支援教 育領域に関 する科目	心身に障害のある 幼児、児童又は 生徒の心理、 生理及び病理に 関する科目 心身に障害のある 幼児、児童又は 生徒の教育課 程及び指導法に 関する科目	知的障がい者の 教育総論 知的障害者に関す る教育の領域	1	愛媛大学教育学部 吉松 靖文 教授 富田 享子 准教授	7月23日 7月24日	100人	[23日] 愛媛県身体 障がい者福 祉センター 大会議室 [24日] 愛媛大学教 育学部2号 館 103講義室
特別支援 学校教諭 一・二種 (病弱者)	(第2欄) 特別支援教 育領域に関 する科目	心身に障害のある 幼児、児童又は 生徒の心理、 生理及び病理に 関する科目 心身に障害のある 幼児、児童又は 生徒の教育課 程及び指導法に 関する科目	病弱者教育総 論 病弱者に関する教 育の領域	1	愛媛大学教育学部 中野 広輔 教授 檜木 暢子 教授	7月30日 7月31日	100人	[30日] 愛媛県身体 障がい者福 祉センター 大会議室 [31日] 愛媛大学教 育学部2号 館 103講義室

(指導大学：広島大学)

免許状の 種 類	免許法施行規則に規定 する科目区分等		左記に対応する開 設科目名 (授業科目名)	授 与 単 位	講 師 名	講習期間	定員	会場
	科目	各科目に含める 必要事項	中心となる領域 含む領域					
特 別 支 援 学 校 教 諭 一・二種 (視覚障害者)	(第2欄) 特別支援教 育領域に関 する科目	心身に障害のある 幼児、児童又は 生徒の教育課 程及び指導法に 関する科目	視覚障がい者の 教育課程と 指導法 視覚障害者に関する 教育の領域	1	広島大学大学院 人間社会科学研究科 森 まゆ 講師	8 月 27 日 8 月 28 日	100 人	[27 日] 愛媛県身体 障がい者福祉センター 大会議室 [28 日] 愛媛県総合 社会福祉会館 研修室

5 講習時間等

開設 科目	時間 日程	第 1 時限	第 2 時限	昼食	第 3 時限	第 4 時限	(2 日目) 16:10～17:00 (50分)
		9:00～10:30 (90分)	10:45～12:15 (90分)		13:15～14:45 (90分)	15:00～16:30 (1日目 90分) 15:00～15:45 (2日目 45分)	
知的障がい者 教育総論	7月23日 (水)	講 義 吉松靖文 教授	講 義 吉松靖文 教授		講 義 吉松靖文 教授	講 義 吉松靖文 教授	試 験
	7月24日 (木)	講 義 富田享子 准教授	講 義 富田享子 准教授		講 義 富田享子 准教授	講 義 富田享子 准教授	
病弱者教育総 論	7月30日 (水)	講 義 中野広輔 教授	講 義 中野広輔 教授		講 義 中野広輔 教授	講 義 中野広輔 教授	試 験
	7月31日 (木)	講 義 樫木暢子 教授	講 義 樫木暢子 教授		講 義 樫木暢子 教授	講 義 樫木暢子 教授	
特別支援教育 概論	8月19日 (火)	講 義 加藤哲則 教授	講 義 加藤哲則 教授		講 義 加藤哲則 教授	講 義 加藤哲則 教授	試 験
	8月20日 (水)	講 義 荏田知則 教授	講 義 荏田知則 教授		講 義 荏田知則 教授	講 義 荏田知則 教授	
聴覚障がい者の 心理・生理・ 病理	8月25日 (月)	講 義 石田祐貴 講師	講 義 石田祐貴 講師		講 義 石田祐貴 講師	講 義 石田祐貴 講師	試 験
	8月26日 (火)	講 義 石田祐貴 講師	講 義 石田祐貴 講師		講 義 石田祐貴 講師	講 義 石田祐貴 講師	
視覚障がい者の 教育課程と 指導法	8月27日 (水)	講 義 森 まゆ 講師	講 義 森 まゆ 講師		講 義 森 まゆ 講師	講 義 森 まゆ 講師	試 験
	8月28日 (木)	講 義 森 まゆ 講師	講 義 森 まゆ 講師		講 義 森 まゆ 講師	講 義 森 まゆ 講師	

6 受講対象者

- (1) 特別支援学校教員のうち、特別支援学校教諭二種免許状又は基礎免許状で授業を行っている者
- (2) 特別支援学校教諭の免許状を有している現職教員のうち、領域追加を希望する者
- (3) 小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校の現職教員で、特別支援学校教諭の免許状取得を希望する者

7 単位の認定方法

各科目とも、当該単位の課程として定められた授業時数の5分の4以上を出席し、試験による成績審査に合格した者に単位を授与する。

(理由のいかんに関わらず、授業時数の5分の4以上の出席がない者は不合格とする。)

8 受講申請方法等

(1) 申請方法

＜愛媛スクールネット又は各市町教委が独自に構築している校務支援システムに加入している学校＞

受講申込書（別紙様式1）を所属校の学校代表メールアドレス又は管理職の個人メールアドレスから、各申込先へ電子データで提出すること。誤変換対策のため、電子データはExcel及びPDFで提出すること。
また、件名は「【学校名】R7免許法認定講習受講申請」とすること。

なお、郵送及び受講希望者の個人メールアドレス（所属校において配付された個人アドレス含む）から提出されたものは受け付けないので留意すること。

＜愛媛スクールネット又は各市町教委が独自に構築している校務支援システムに加入していない学校＞

受講申込書（別紙様式1）に公印を押印のうえ、封筒の表に「認定講習申込み」と朱書し、申込先へ郵送すること。

(2) 申込先及び申込期限

★ 県内の公立小・中学校教員

各所管教育事務所の教職員課

（申込期限 令和7年6月23日（月）17時）

★ その他の教員

〒790-8570（所在地記載不要）

愛媛県教育委員会事務局指導部特別支援教育課（鶴井指導主事扱い）

アドレス：tokubetsushien@pref.ehime.lg.jp

（申込期限 令和7年6月30日（月）17時）

(3) 受講申込書提出後（または受講許可通知書を受領した後）に受講できなくなった場合は、速やかに辞退届（別紙様式2）を各申込先に提出（提出方法は、申請方法に準ずる）すること。

なお、辞退届を提出しなかった者は、次年度からは受講できないので注意すること。

9 その他

(1) 受講申込書記載の際は、別添記入要領をよく読んで記載すること。

(2) 単位の修得方法等については、教育職員免許状取得の手引き[本文]（P.73～P.82）をよく確認すること。

<https://ehime-c.esnet.ed.jp/gimu/src/04menkyo/02shutoku/menkyo/jyuyo-tebiki/02honbun.pdf>

(3) 会場の収容人員等の都合により、受講許可しないことがある。

(4) 受講の許可通知書は、受講申込書に記載してあるメールアドレス宛に、7月中旬に送付する予定である。

(5) 受講の際は、受講許可通知書及び印鑑を必ず持参すること。

(6) 日程により会場が異なることがあるので注意すること。

(7) 公共の交通機関等を利用し、自家用車を会場に駐車しないこと。

(8) 宿舍、昼食は、各自で手配すること。

(9) 服務上の取扱いについての問合せ先は次のとおり。

ア 愛媛県の県立学校の教員については、県教育委員会特別支援教育課。

イ 愛媛県の市町立学校の教員については、各市町教育委員会。

ウ 上記以外の学校の教員については、服務監督者に確認すること。

(10) 講習期間中、やむを得ず講義の一部または残りの講座全部を辞退することとなる場合は、必ず事前に担当者へ連絡するとともに、速やかに辞退届を提出すること。

なお、無許可で講義の放棄等があった場合は、所属学校長へその旨報告するとともに、次年度からは受講できないので注意すること。

(11) 各科目の事前課題、持参物等については、別添「各科目の事前課題等」に示しているので参考にする
こと。なお、事前課題等に変更がある場合は、受講許可通知とあわせて連絡する。

(12) 気象状況等の影響により、講習の中止をはじめ、実施方法や会場等の変更の可能性がある。

(13) 問い合わせ先

ア 認定講習に係るもの

愛媛県教育委員会事務局指導部 特別支援教育課 TEL (089) 912-2965

イ 免許状取得に係るもの

愛媛県教育委員会事務局指導部 義務教育課 TEL (089) 912-2941

※ 各会場への直接のお問い合わせはご遠慮ください。